

様式第1号（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也 殿

岩手県陸前高田市高田町字荒町104番地6
陸前高田商工会 会長 伊 東 孝

岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地
陸前高田市市長 佐々木 拓

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：吉田康洋、若生剛

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

本市は、過去に何度も津波に襲われ、大きな被害を受けてきた。

先人たちは、その都度教訓を後世に伝え、我々はそこから多くを学び、防災・減災対策に努力してきたが、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」が引き起こした津波は、私たちの想像を遥かに超えるもので自然の脅威を見せつけられる結果となり、死者・行方不明者をあわせて1,750人以上の方々が犠牲となられ、本市においては、明治以降の津波被害では最大の人的被害となった。

市では、岩手県において平成16年度に作成した津波浸水シミュレーションを基に、平成18年度に「地域防災計画」を見直し、防災訓練の実施や、防災教育などを通じて、地震と津波に対する備えをしてきたところではありますが、今回のような大きな被害が発生したことは、誠に残念な事でありました。

そうしたことから、近い将来発生が危惧されている「東北地方太平洋沖地震」に備えるため、他の風水害等の防災や減災に役立つことを目的に作成された陸前高田市地域防災計画を基本として「陸前高田商工会事業継続力強化支援計画」を作成する。

【1】 地域の災害等リスク（防災マップ、地震；J-SHIS活用）

1 地震津波災害

(1) 想定する地震

本市に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については「北上低地西縁断層群北部地震」及び「北上低地西縁断層群南部地震」を、海溝型地震については、「東北地方太平洋沖地震」「東日本大震災」を含む過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

(2) 想定する津波

基本的に、次の2つのレベルの津波を想定する。

ア 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2）

イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1）

2 風水害

(1) 想定する風水害

大雨等によって河川が氾濫した場合の浸水状況について、岩手県県土整備部河川課が公表する想定し得る最大規模の降雨による「気仙川水系気仙川浸水想定区域図」及び「気仙川水系矢作川浸水想定区域図」における浸水想定区域等における風水害を想定する。

(2) 想定する土砂災害

岩手県県土整備部砂防災害課が指定する「土砂災害警戒区域」等における土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり等）を想定する。

3 その他の災害

(1) 想定する原子力災害

隣接県に原子力事業所が立地していることから、当該事業所において次に掲げる事象が発生した場合を想定する。

ア 原子力事業所内

原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等が発生したとき。

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条第 1 項に規定する事象が発生したとき。

原災法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当し、原子力緊急事態が発生したとき。

イ 原子力事業所外

核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき。

(2) 想定する危険物災害

危険物施設からの石油等危険物の流出事故、高圧ガス・火薬類による災害、毒物・劇物による保安衛生上の危害等を想定する。

(3) 想定する海上災害

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油災害を想定する。

(4) 想定する林野火災

山林で広範囲にわたり発生する火災を想定する。

(5) 想定する農業災害

農作物及び畜産物の気象災害、病原虫及び家畜伝染病のまん延等を想定する。

4 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が進んでいるが、感染拡大と縮小を繰り返し、収束の目途は立っていない。

今後も未知の感染症が発生する可能性があり、全国的かつ急速なまん延によって、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【2】 商工業者の状況 （令和元年経済センサスによる）

- ・ 商工業事業所数 593 事業所
- ・ 小規模事業所数 473 事業所

【内 訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
建 設	102	89	市内に広く点在
製 造	63	50	〃
卸売・小売	160	105	中心部に多いが市内に広く点在
宿泊・飲食	51	33	〃
サービス業、他	217	196	〃
合 計	593	473	

【3】 これまでの取組

(1) 陸前高田市の取組

地域防災の充実を図るため、陸前高田市地域防災計画に基づき、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、防災力の強化に取り組んでいる。

主な取組は以下のとおり。

- ① 防災意識の醸成
学校における防災教育の充実、防災に関する市民意識の啓発、震災の伝承、ハザードマップの作成・配布。
- ② 防災訓練の充実
市総合防災訓練の実施や地区防災訓練への支援。
- ③ 防災体制の強化
避難所運営体制の整備、災害の種別に応じた避難場所・避難路の選定、災害情報の伝達体制の充実、民間事業者との災害応援体制の構築、備蓄の推進。
- ④ 地域における防災力の強化
自主防災組織の設立支援及びリーダーの育成、災害時要援護者支援体制の整備、ボランティア体制の整備。
- ⑤ 感染症対策
新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合については、その感染の拡大状況に応じて、関係機関と連携しながら必要な感染症対策を実施することとしている。

(2) 本会の取組

- ①事業者BCPに関する国の施策の周知
- ②陸前高田市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ③マスク、消毒液、ペーパータオル等の衛生品の備蓄

II 課題

陸前高田市における小規模事業者の防災・減災及び感染症対策への支援における課題は次のとおりである。

- (1) 陸前高田市地域防災計画において、「事業者が災害時に果たす役割や商工会の業務協力」について定めてあるが、情報共有等の確保を工夫しなければならない。
- (2) 災害対策として、事業者BCPについて基礎的な知識は有するが、事業者BCPを策定するには至らず、支援実績が少ない状況であり、職員の事業者BCP策定に関する専門知識が不足している。
- (3) 事業者に対する取組内容としては、事業者BCPに関する国の施策および関係機関の説明会等の周知にとどまっており、外部専門機関との連携関係が不十分であり、災害対策具体案（共済、保険の加入）について提案するには効果的な連携関係の構築が必要である。
- (4) 新型コロナウイルス感染症は、第5類感染症に位置付けられたが、流行以前のような事業環境に戻ることは困難なことから、新たな対応を行うための支援体制の強化が求められている。

Ⅲ 目 標

災害発生前対応策として、行政や保険会社等の専門機関と連携し支援体制を強化したうえで、市内事業者には災害リスク対策の重要性を周知、BCP計画策定の理解促進を図る。

また、災害発生後対応策として、危機管理マニュアルを基礎とした対応方法についての理解徹底を図ることを目標とする。

併せて、新型コロナウイルス感染症等にかかる事業者の状況をふまえ、実態に合わせた支援を行うことを目標とする。

(1) 本会と陸前高田市の連携・連絡体制の構築

発災時・非常時における情報収集を円滑に行うため、当会と陸前高田市との間における情報共有体制をあらかじめ構築しておく。

(2) 地域小規模事業者のBCP計画策定意欲の向上

事業者に対して、地域の災害リスク・感染症リスク・事業者BCP策定の重要性に加え、事業者BCP認定制度の周知を行い、BCP計画策定意欲の向上を図る。

(3) BCP計画策定のための職員の資質の向上と保険制度等の周知・加入促進

事業者に対して、事業継続に向けた、経営リスクを担保する損害保険、共済制度の周知と加入促進を図るとともに、職員のBCP作成支援能力等の向上に取り組む。

(4) 感染症対策

小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症等の流行に備えた、職場ルールの規定、感染拡大時の業務システムの構築、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄促進を図る。

事業継続力強化支援事業の実施期間及び内容

I 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和6年4月1日～令和11年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

陸前高田商工会と陸前高田市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

(1) 事業者に対する災害リスクの周知

- ① 陸前高田商工会会報や陸前高田市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性を周知する。
- ② 市ハザードマップ等を用いながら、窓口・巡回指導時に、事業所立地場所の自然災害等のリスクを説明する。

(2) 事業者に対するBCPの策定推進

- ① 事業継続計画（BCP）策定の重要性を周知する。
- ② 事業継続力強化計画の認定制度を周知するとともに、関連の制度や補助制度の周知を図る。また、関係省庁や当会が作成したパンフレット・チラシ等を用いて制度の利活用を推進する。
- ③ 陸前高田商工会及び近隣の会議所・商工会で開催する小規模事業者に対する事業継続計画の取組に関する普及啓発や行政の施策紹介のセミナーを周知し参加を積極的に促す。
- ④ 事業継続計画策定を足掛かりに耐震設備設置・備品等の固定や対応マニュアルの整備の実施を指導、助言する。
- ⑤ 新型コロナウイルス等感染症の流行に備えた、ガイドライン等の周知を図るとともに、感染症拡大時の業務システムの検討、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄の促進を図る。

(3) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・別添参照「陸前高田商工会危機管理マニュアル」（令和5年8月改訂）

(4) 関係機関との連携

- ① 経営指導員等の職員を対象とした関係団体や損保会社等が開催する研修に参加し、小規模事業者向けBCP計画策定など支援スキルを習得する。
- ② 専門家の派遣を依頼し、会員を対象とした普及啓発セミナー等を開催し、損害保険などの紹介を行う。
- ③ 感染症に関しては、収束時期等が不透明であることから、常に最新の情報収集を行うため関係機関との連携を強化する。

(5) フォローアップと本会職員の指導力向上

- ① 事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認。
- ② 本会と陸前高田市の担当部署において定期的に情報共有を図る。
- ③ 事業者の事業継続力向上を支援するための技術・知識を習得するため、研修会や勉強会を実施する。
- ④ 事業継続力強化の指導を行う専門家等、外部人材の確保に努める。

(6) 当該計画に係る訓練の実施

陸前高田市の実施する防災訓練に参加し、緊急連絡方法等の確認を行う。

(7) 事業者の感染症対策支援

- ① 種別ガイドラインの周知や、補助金の紹介など感染症対策の情報提供を行う。
- ② マスク・消毒液等の感染防止対策資材の備蓄の必要性を説明・案内する。
- ③ 事業所内の換気設備の充実、非接触入場者体温測定機器設置等の必要性を周知する。
- ④ テレワーク等を用いた非接触・非対面環境の構築・整備の必要性を説明・案内する。

< 2. 発災後の対策 >

(1) 陸前高田市は地域防災計画で、風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等を定めている。また、事業者の被災状況調査については、本会と共同で情報収集等にあたることと定めている。

- ① 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- ② 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
- ③ 役職員（理事・会員事業所）の安否確認、勤務可能な人員の把握。

(2) 本会は、「陸前高田市地域防災計画」及び「陸前高田商工会事業継続計画」に基づき下記の手順で所内の被災状況及び対策を確認するとともに、地区内の被害状況を調査し、関係機関へ連絡する。

- ① 応急対策の実施可否の確認
(理事・会員事業所の安否確認と勤務可能な人員の確保)
- ② 応急対策の方針決定（下記の被害規模に応じた方針を決める）
 - ・当会の被災状況や勤務可能な職員数から、優先的に対処すべき業務を決定する。
 - ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。
 - ・災害状況（エリア内人的・建物含む）の掌握として、地域内の主な会員事業所等に対し安全を確保したうえで現場確認や電話等によりヒアリングを行い、市内の被害情報を収集する。

【被害規模の目安】

Aランク 《事務局機能が不能になると想定される》

- 震度5強以上の地震が発生した時
- 地震による津波が発生、または発生する恐れがある時
- 大規模火災が発生した時
- 台風や豪雨を原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時
- 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等が発生、または発生する恐れがある時

Bランク 《事務局機能の大幅低下が想定される》

- 震度5弱の地震が発生した時
- 洪水・津波・噴火・火災が発生、または発生する恐れがある時
- その他、域内に被害が発生、または発生する恐れがある時
- 気象庁から各種警報が発令された時

Cランク 《事務局機能の軽微な低下が想定される》

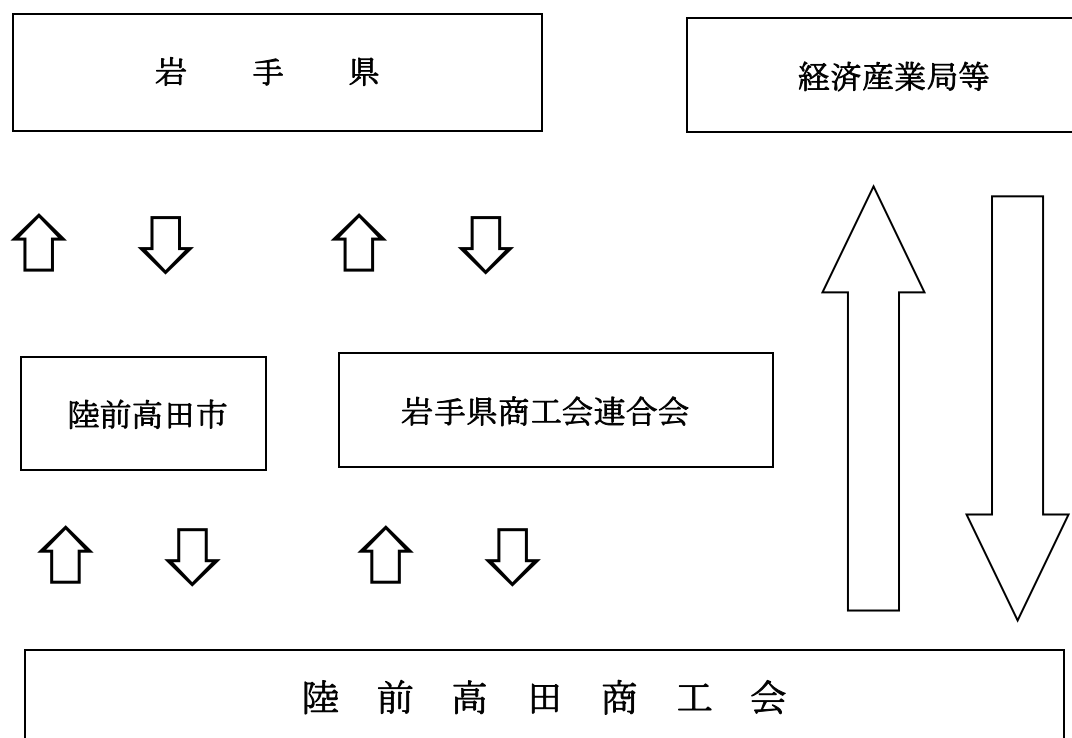
- 震度4の地震が発生した時
- 地震に伴う津波等が発生する恐れがある時
- 気象庁から注意報が発令された時
- 商工会の近隣において停電、火災が発生した時

※ 感染症流行の場合、陸前高田市で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策陸前高田市行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行う。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- (1) 本会と陸前高田市は、自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な把握及び情報共有を円滑に行う。
- (2) 二次被害を防止するため、被災地で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- (3) 本会と陸前高田市は、発災時には、原則以下の間隔で被害情報等を共有する。
 - ① 発災後～1週間 1日に3回共有する
 - ② 1週間～2週間 1日に2回共有する
 - ③ 2週間～1ヶ月 1日に1回共有する
 - ④ 1ヶ月以降 2日に1回共有する
- (4) 本会と陸前高田市が共有した情報を、本会から、岩手県商工会連合会を経由して岩手県へ報告する。
- (5) 感染症流行の場合、国や岩手県等からの情報や方針に基づき、岩手県が指定する方法で、岩手県商工会連合会を経由して岩手県へ報告する。

【連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

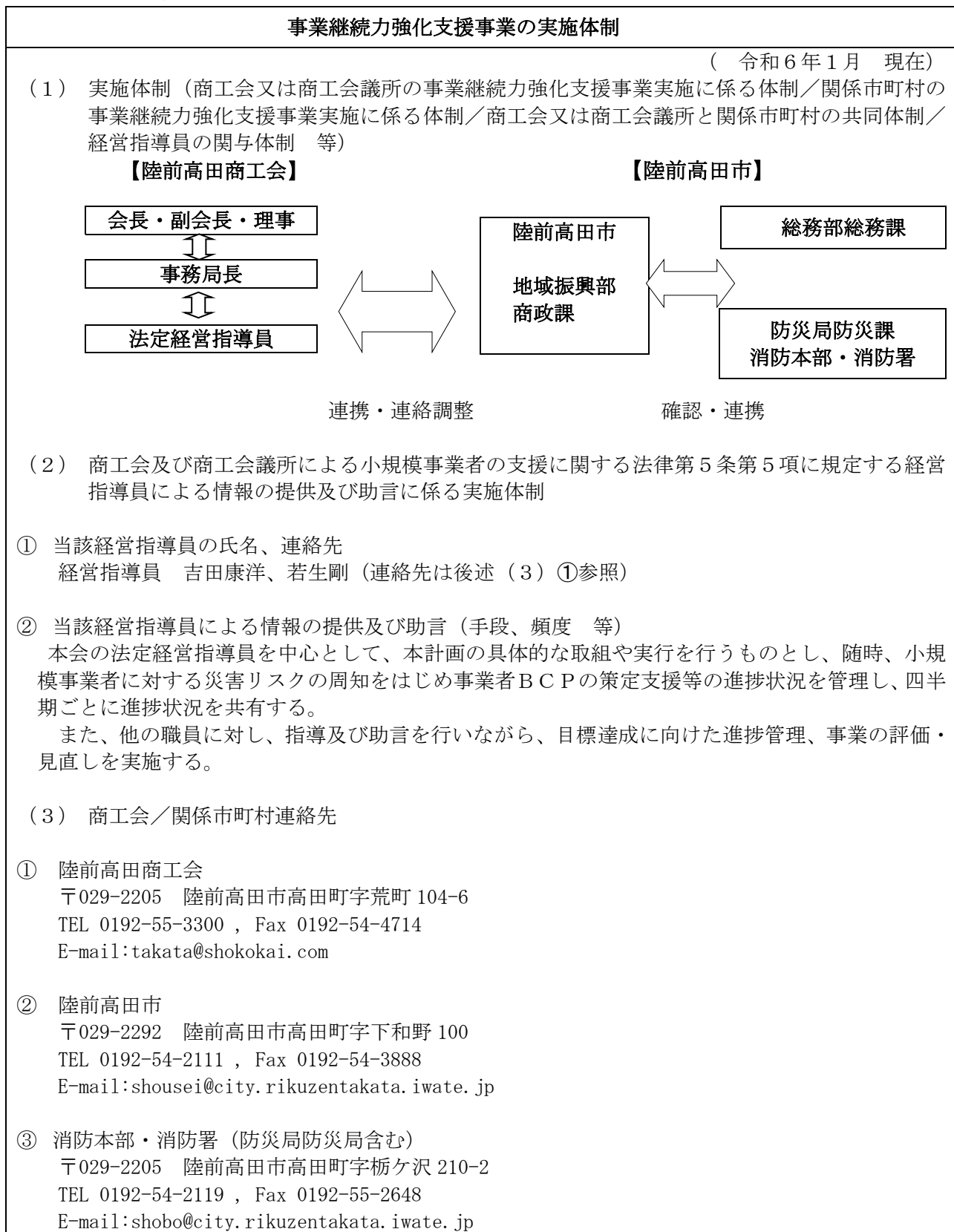
- (1) 本会と陸前高田市は、役割を協議したうえで、安全性が確保された場所においてそれぞれ相談窓口を開設する。
(原則、陸前高田商工会館及び陸前高田市地域振興部商政課に設置する。)
(陸前高田市は罹災証明書の発行等、本会は融資等の相談を担当する。)
(本会は、国または県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- (2) 応急時に有効な被災事業者支援施策(国や県、市等の施策)について、小規模事業者等へ周知する。
発信方法は、本会会報、市広報、ホームページ、巡回、電話、FAX等、有効な手法を活用する。
- (3) 事業者の被害状況と併せ経営状況の詳細を確認する。
- (4) 事業者間での情報、物資等の相互利用についての仲介に努める。
- (5) 感染症流行の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある事業者を対象とした支援策の案内や相談窓口の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- (1) 岩手県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- (2) 災害復興に係る緊急要望の取りまとめを行い、国・県に対し要望活動を実施する。
- (3) 国・県などから打ち出される事業者向け各種支援メニューを活かし、早期の事業活動正常化を支援する。
- (4) 被害規模が大きく、本会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県、岩手県商工会連合会等に相談し、対応を図る。
- (5) 感染症流行の場合、事業活動に影響を受けた事業者を対象とした支援策の案内や相談窓口の開設を行うほか、復興後を見据え、変化に対応した事業モデルへの対応を支援する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
専門家派遣	30	30	30	30	30
セミナー開催	30	30	30	30	30
チラシ等作成	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入・手数料収入・陸前高田市補助金・岩手県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等